

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (31) (略) (32) 対処すべき課題</p> <p>最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）<u>第118条第3号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(33) ～ (87) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (31) (略) (32) 対処すべき課題</p> <p>最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）<u>第127条各号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(33) ～ (87) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第七部 (略) (記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) 対処すべき課題 最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 (39)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第七部 (略) (記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) 対処すべき課題 最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載すること。 (39)～(59) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第六部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>a (略)</p> <p>b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第2号）に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合）については、その旨を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第六部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>a (略)</p> <p>b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第31号）に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合）については、その旨を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (11) 財政状態及び経営成績の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) (略) (b) 当四半期連結会計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。 (c) (略) b (略) (12)～(37) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (11) 財政状態及び経営成績の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) (略) (b) 当四半期連結会計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項。 (c) (略) b (略) (12)～(37) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 対処すべき課題</p> <p>当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、<u>会社法施行規則第118条第3号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(12) ～ (45) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 対処すべき課題</p> <p>当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、<u>会社法施行規則第127条各号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(12) ～ (45) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 対処すべき課題</p> <p>当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、<u>会社法施行規則第118条第3号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(14)～(30) (略)</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 対処すべき課題</p> <p>当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</p> <p>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、<u>会社法施行規則第127条各号</u>に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(14)～(30) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第50条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社においては、監査委員会）の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社においては、監査委員会）の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第50条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

二 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

改正後	現行
<p>(貸借対照表) 第三十条 (略)</p> <p>2510 (略)</p> <p>11 次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することができ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十条第三項第二十五号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額</p> <p>三 (略)</p> <p>（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）</p> <p>第四十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録としての磁気ディスク及び次に掲げる規定に</p>	<p>(貸借対照表) 第三十条 (略)</p> <p>2510 (略)</p> <p>11 次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することができ</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十条第三項第二十六号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額</p> <p>三 (略)</p> <p>（検査役が提供する電磁的記録）</p> <p>第四十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録としての磁気ディスク</p>

より電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

一・二 (略)

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第四十八条 法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 (略)

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等(会社計算規則第二章第三項第二十九号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ)の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

一・二 (略)

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第四十八条 法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 (略)

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等(会社計算規則第二章第三項第三十号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ)の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成二十一年法務省令第七号)附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(32)、第二号の五様式記載上の注意(38)、第四号の三様式記載上の注意(11) a (b)、第五号様式記載上の注意(11)及び第五号の二様式記載上の注意(13)の適用については、なお従前の例による。